

生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会第6回会議録 (要点筆記)

- 1 開催日時 平成23年3月28日(月) 午後3時～午後5時11分
- 2 開催場所 生駒市コミュニティセンター 会議室206
- 3 出席者 (委員) 浦西会長 山本副会長 小林委員 樋口委員 吉田委員
西川委員 山田委員 臼井委員 神委員
(事務局) 長田生涯学習部長 西野生涯学習課長 今野生涯学習課長補佐
錦文化振興係長
欠席者 吉川委員
- 4 会議の公開・非公開 公開 傍聴人数 1名 西村康弘

5 議題

会長あいさつ

(1) 第5回会議録の承認について

(2) 資料館の運営

市民力を活かす運営のあり方

- ・他市の事例報告
- ・指定管理者導入における業務内容
- ・運営資金の収集

(3) まとめについて

(4) その他

6 審議内容

- ・第5回会議録の承認について

訂正箇所 6箇所

訂正のうえ全員承認

- ・資料館の運営

事務局

他市の事例報告説明

生駒市と同規模程度の施設で指定管理者導入における業務内容について

- ・ Y市立歴史民俗資料館822㎡。

財団法人 Y市文化財調査研究会が埋蔵文化財、古文書資料も含め文化財等の調査・研究の傍らY市の民俗資料館及びY市埋蔵文化財センターの指定管理を受託。

昭和62年にT山の古墳群の付近に開館。

主な業務内容は、文化財資料の展示・収集・整理・調査研究、古文書等の閲覧対応・レファレンス及び展示案内。体験学習・講座等のイベントの開催。特にY市は木綿に力を入れ、綿作り体験農園などの学習指導。

学校との連携の例 出前授業・民具等の貸し出し・綿クリ糸紡ぎ体験学習。

ボランティア育成については、友の会の運営・支援。

管理部門として窓口業務と施設・設備の維持管理。貸し会議室・研修室の利用などないため部屋の貸し借りはなく、窓口対応とレファレンス。HP、刊行物、広報製作などの情報発信、グッズ製作・販売、その他自主事業なども開催。

組織は、館長1名、学芸員4名(歴史学は必置、民俗、考古、美術史、建築学から選択で民俗・考古・木綿)

メリットはコスト削減。デメリットは事務処理増加。

課題改善点は、明確なビジョンと指定期間内にどのような調査・研究などを指定管理者に求めていくかということを予め決めておく必要。

実績は5,600万円。

- ・H市立民俗資料館791㎡。

財団法人 H市文化財研究調査会が指定管理。平成17年から2回目の受託更新。

この建物は江戸時代から昭和まで続いた鋳物師の家であり、工場と屋敷は府指定文化財の建造物に指定され、昭和59年に開館。

主な業務内容は、鋳造の歴史に関する展示、民家に伝わる生活民具の公開、弥生時代の住居跡などの展示なども敷地内でし、文化財の展示・収集・整理・調査研究・古文書等の閲覧対応・レファレンス。体験学習・講座等のイベントの開催。

学校との連携例 工房で鋳造技術体験を学習指導。

管理部門としてY市と同様に窓口業務と工房利用者の施設貸し出し、設備の維持管理。HP、刊行物、広報製作などの情報発信、グッズ製作・販売、その他自主事業なども開催。

組織は、館長1名、学芸員2名（鋳造技術の歴史に詳しい民俗専門職員）事務員2名（体験工房専属職員1名）学芸員を確保することは施設に運営にあたり不可欠であり、年間の指定管理料と市の財政状況とのかみ合いが難しい。

指定管理者制度の運営においては、目に見えない事務量が発生するので改善を考えられている。

実績は、2,100万円。人件費に50%。

- ・H市立資料館は496㎡。

H文化観光協会が指定管理。

家屋を利用し、平成9年にH市指定の有形文化財建造物に指定され平成13年に開館。

主な業務内容は、宿の歴史について学べる展示、書院、建物の内部の彫刻欄間などや古文書・民具の公開。別棟2階の大広間を利用し、伝統芸能の講演や物作り教室などさまざまなイベントを開催。

組織は、館長1名、学芸員2名（歴史学が主）H市立民俗資料館と同様に学芸員は不可欠である。

実績は約2,000万円。人件費に50%。

- ・S歴史文化まちづくりセンターは524㎡。

江戸末から続いた庄屋の屋敷を再生した建物で和室やギャラリーを兼ねた音楽堂なども貸し室として利用。平成10年に所有者から寄付を受け改修し平成15年に完成しました。地域住民、商業団体等による研究会や委員会を立ち上げ活用につき検討を行い平成15年に開館。

主な業務内容は、他の施設と同様。

組織は、専門職が特になく、S市博物館の学芸員が指導し連携。友の会ファンクラブがあり市民のサポーターが館で活動。市民サポーターから募金又は、労働力を提供してもらい自分達で守るという意識で運営。市民中心で組織された団体が、指定管理者を担うことで地域コミュニティの活性化に効果的に寄与する運営が可能。ボランティア等の人材発掘・育成など行政単体で困難な領域まで能力を発揮。

自主事業、委託事業の企画等について指定管理者と行政との事業の把握に時間的なズレがあるため縮めたいが、市民主導のため市の介入ができない。

施設の修繕、光熱費の支払等が市の直接業務のため迅速性や合理性が損なわれる。コスト意識を持った上で運営に臨みにくい状態。

実績は9,000万円。人件費等含め施設管理費にあてている。

- ・O市歴史民俗資料館は366㎡。

有志で出来た保存運営委員会組織が開館前に収蔵品整理、清掃などに携わり、開館後も語り部伝

承活動等で自主的な活動をされている。

市指定文化財となっている屋敷を利用し平成17年に開館。

主な業務内容は、文化財展示、整理、レファレンス、体験学習など開催。

組織は、専門職を特に置かずY博物館が指導し連携している。

平成21年度から指定管理者制度を導入し充実した事業を行い開館以来最多の来館者を得る。

PR不足を解消し、地元の方を一人でも多く来場してもらうよう努めることが課題。

実績は710万円。人件費に50%。

- ・K市立歴史資料館は176㎡。

伝統的町並み保存地区であり明治43年7月銀行本店として建てられた施設で登録有形文化財建造物に登録され、和洋折衷の均整のとれた洋館のような建物。地方の豪族ゆかりの縁起絵や古文書等を展示。

主な業務内容は、文化財資料の展示・収集・整理・調査研究、古文書等の展示、レファレンス。

組織は、館長1名、学芸員1名。

メリットはコスト削減。改善点は、入場者数を増やすこと。

- 浦西会長 他市の事例と生駒市の業務内容案について質疑等ありますか。
- 神 委 員 事例の成功かどうかの批評の一つとして、入館者数というのがあると思います。これらの入館者数を教えてほしいです。
- 事 務 局 入館者数については調べていません。
- 神 委 員 学芸員は、行政側か管理側で雇用されていますか。
- 事 務 局 学芸員は、指定管理者側で雇用されています。学芸員の置いていない所は市の行政担当者と連携されています。
- 神 委 員 メリット、デメリットは行政側からの視点ですが、指定管理になってどうなっているのか市民からの視点はどうなのですか。
- 事 務 局 各市に問い合わせたもので、利用者側からのリサーチはまだです。
- 神 委 員 みんなでつくる視点からいえば、市民目線の調査をしてほしいです。その視点は大事ですので入館料、市民の反応を引き続きリサーチお願いします。
- 浦西会長 入館数、入館料等、もう少し情報の収集をお願いします。市民目線のメリット・デメリットも可能なら情報をつかんで欲しいです。
- 吉田委員 指定管理者の名前が上がっている所は、開館する時はすでに市民が活動していたのか、既存の団体だったのか、資料館のために立ち上げたものなのか分かりますか。
- 事 務 局 Y市文化財調査研究会は既存団体です。埋蔵文化財の調査などで前から従事されていました。H市文化財調査研究会も同様です。H文化観光協会も既存です。
S市の特定非営利活動法人は、市が古い家の寄付を受け、施設を設立した時に市民が集まり団体を組織された、Sまちづくりセンターが完成したと同時に設立した団体です。O市まちづくり振

興事業団については既存です。K市も観光業について活動していた団体です。

吉田委員 指定管理にする場合は、既存団体、活動している団体に任せていいのか。これをきっかけに作り上げ新たな団体として発足したものにするのか、違いがでできます。

浦西会長 委託管理に関する諸項目にも関連してくるかと思います。あとで意見ををお願いします。

神委員 同様の規模から選んだ施設にしては、予算規模の差が大きいです。これはどのように分析していますか。

西野課長 総額の中に収入金額が入る利用料金制を取っているところと、委託で収入金額を市の歳入としていところもあります。経費の中で注目されるのは人件費です。人件費は地域間で%が大きい、低い両方見受けられます。

浦西会長 Y歴史民俗資料館の運営については、予算が組み合った管理者の組織によって運営されると思います。館は展覧会、催し物等さまざまな活動は出来ていますが、館の文化財の貸し借り、収集する責任は預かっている資料も含めて、Y市教育委員会ではなくY市文化財調査研究会が全て取るということですか。

長田部長 通常、指定管理の場合は基本協定を結び行うので協定書次第です。協定書の中で、責任はどちらかも含めて行うので指定管理者がもつような形になっているかと思います。最終的には市になるかと思っています。契約上はそのような形になるかと思っています。

浦西会長 毎契約ですが、年度ごとに事業計画と予算と決算。

長田部長 指定管理者の場合、例えば5年で年1億、5年で5億という形で提案しますので市の財政状況が悪くなくても支払いは同じです。債務負担行為を取り行います。事業量を増やせばそれだけ増やす契約になってきます。通常管理は5年間同じ金額の場合が多いです。ただ一部のところで精算の形をとるところもあります。

先ほど質問を受けた件は、指定管理の場合は提案制度でします。施設を管理するにあたり予算額を決めた場合どの程度の事業ができるかなどを公募をかけて審査します。それをプロポーザル方式で決めるため既存の団体と新しく立ち上げた団体と関係がないと思います。何度かされている団体はノウハウもあろうかと思っていますので、いい提案もできる可能性は高いということです。

吉田委員 前回、西川委員さんが言われた寿大学で社会貢献を作り支援していこうと盛り上がっている時にどこかの団体に決まると、どう活かしていくのか気になりました。その気持ちをどのようにすくい上げていくかということです。

長田部長 寿大学は市が設置している大学ですので、指定管理者になることはできません。例えば寿大学を卒業された方がNPOや一般財団などの法人を立ち上げ、公募した時に応募しその中で良い提案を出してもらえば選考委員会の中で決まってくると思います。市民の団体だからと優先的にということは難しいと思います。

長田部長 ボランティアと指定管理は違います。ボランティアで協力していただくのはありがたいです。指定管理となると契約関係で責任を持って行うことです。まちづくり協会は、市民の方々が集ま

りNPOを立ち上げ応募しその結果、指定管理者と選考されたと思います。
趣味で集まりボランティアですのと比べて、指定管理者になるのは難しいです。責任を持ち継続的に最低5年間行うことが条件となります。

浦西会長 生駒の郷土資料館で考えている指定管理に関する諸項目の資料の説明をお願いします。

事務局 生駒市郷土資料館指定管理に関する諸項目の説明
生駒市郷土資料館における業務内容を8つ上げています。他市町村の事例を踏まえ作成しました。

- 1 資料の収集、保存、展示等を行う。
- 2 資料の調査、研究、成果の展示、出版等行う。
- 3 歴史に関する情報の収集及び提供。
- 4 資料の利用に関しての必要な説明助言。
- 5 歴史に関する講演会、講座等を開催。
- 6 市民の体験学習及びボランティアの育成など市民との協同による施策を行う。
- 7 資料館の建物、設備維持管理等、利用者に対する提供を行う。
- 8 その以外必要な事業を行う

組織について（施設運営管理するために必要な組織）

- ・館長
- ・学芸員（専門知識、経験を有する者で、生駒市の必要な専門分野は歴史学（古文書）、考古学（埋蔵文化財）、民俗学（民具関係の整理）学芸員資格と共に防火管理者の資格必要となる。

生駒市郷土資料館の指定管理制度導入に伴う諸基準

常設展示、企画展・特別展を開催

○常設展

来館者の興味を引く工夫や体験的なイベントを取り入れ分かりやすい展示解説を行う。
事業実態や時期を想定した施設運営に負荷を大きくかけない展示等を行う。
以上を計画案として作成する。

○企画・特別展

本市の他施設とも調整、連携し展覧会を開催する。

資料収集・整理・保存・公開

本市の活動計画性を踏まえ、5ヵ年程度の中期的な資料収集・保存・公開に対する基本的な方針を作り、適正な管理を行う。

文化財公開についても市民の関心や興味を引くような方法でインターネット、ホームページの作成をおこなう。

古文書などの閲覧等特別利用に関する基準を設けて対処する。

調査研究

現在までの継続性を踏まえ、調査研究対象、狙い、方法論、実施体制など計画を立てた上で各分野の調査を行う。調査研究の評価システムを検討し整備する。

出版・刊行

できるだけ分かりやすい形でPRをおこない、刊行物を作成する。

普及啓発事業

一番重要な分野で、歴史・文化財について幅広い市民に向けた講演会や見学会など郷土資

料館を拠点とする、市内の歴史文化に対して興味を持てる魅力的な事業をおこなっていく。ボランティアの育成に努め、市民との協働による資料館の運営を実現させる。

出前授業などを通じて文化財の愛護精神又は、歴史文化についての普及をおこなう。

来館促進、賑わいの創出についても工夫をこらした事業をおこなう。日ごろ歴史、文化財などに興味のない方の新規開拓、周辺地域の賑わいを創出できるような事業などもおこなう。

学校、幼稚園などとの連携も積極的に進めていく。

運営基準

郷土資料館条例、施行規則は、これから検討し作成するので、案である。開館時間、休館日、利用料金、施設の貸出しなどの案件については、本市の他の施設（公民館やコミュニティセンターなどの社会教育施設）の条例を参考にし現状を資料に記載した。

施設管理基準

23年度実施設計をおこなう予定で、建物改修それぞれの仕様などは未定であるため詳細は参考に記載した。

- 浦西会長 指定管理者管理に関する諸項目、他市の事例も含め質疑等ありますか。
- 神 委 員 確認したいのは、学芸員がいることは随所に記載されているので必ず置いてください。歴史、考古、民俗の専門分野が必要なら一人では無理だと思しますので3名ぐらいいるかと思えます。同様施設の全体の割合では7～3名。きちんと機能するためには人員は学芸員3名を含めて約5名いると認識しなければならないと思えます。
- 長田部長 人員は確認します。常駐の人数か、臨時3日で7人か、実質な人数が分からないため再度確認し次回の報告にします。
このような募集をかけると、団体は学芸員を含めて、職員を何名体制にするかなどの提案に限られてしまいます。
- 神 委 員 予算を提示しその中で提案させるということですか。
- 長田部長 はい。予算も例として5,000万以下などと設定し、提案する形になります。例えば職員5名体制でおこなう団体が2つあれば、低い金額に決まる可能性があり、プロポーザルでいくため金額だけではなく、いろんな提案が出てきます。総合的に判断し人数的に5名が基準とは思いますが、再度確認した方がいいと思えます。
- 神 委 員 規模的には要るかと思えます。
資料によると外郭団体が多いようですが、生駒市事務局は、外郭組織になると見ているのですか。
- 長田部長 以前生駒市ふれあい振興財団があり、コミュニティセンターなどを管理していましたが、解散したため、市民の団体になるか分からないが、一般的にいう外郭団体は考えていません。現在ある外郭団体は、財団法人メディカルセンターです。資料をみると一部以外は、一般的な団体だと思います。市民で管理してもらうのが一番いいと思えます。
- 今野課長 一般的に昔は民間に公共施設を委託することができなかったのです。3,4年前に法律改正され民
補佐 活導入を行わせる為、公の団体に委託することができるという文語がなくなり民間でも応募できることになりました。

ふれあい振興財団についても指定管理を受けたのは、結果的に市役所が公募したのに対して応募をし、体育施設を管理をしていたということで名目上は公募ということです。近年の社会情勢の変化により全て広報で募集することになり、市役所が第三セクターをつくりそこだけに任せるという方法は、現状では市民、民間が納得されない。公表し誰もが応募でき、その中で選定していかないと理解が得られないのです。

神 委 員 公募しないと分からない状態ということですか。

長田部長 そうということです。

吉田委員 他の資料館は、特定のものだけをするのでやりやすいです。生駒市の場合、建物は登録有形文化財になりましたが、内部は歴史学、考古学、民俗学といろいろとあり特定のをアピールするのと違い難しいです。管理業務を簡単にできるのかと疑問に思います。

今野課長 補佐 一般財団法人生駒市体育協会が指定管理を受けています。その時も選考の中でいろんな団体の応募があったかもしれません。いろんな提案を参考にしながら選考委員会の中で決めていかなければならないのではないかと思います。市内だけでなく市外からもノウハウを持っている団体がくるかも分かりません。

長田部長 民間でも学芸員を常駐で2、3名いるところがないのではないかと思います。民間でも学芸員を常駐で雇うのではなく、常時3人確保できるような状態であればいいと思います。若い方ばかりでなく、以前勤めていたという経験者にもお手伝いいただく体制でも当然学芸員ですから2、3人確保できる団体ならあるのではないかと思います。企業であっても確保が難しいと思います。非常勤の方を集められることもあるかと考えています。

浦西会長 生駒市では、指定管理者制度を導入し運営しているのは体育協会だけですか。

長田部長 たくさんあります。生涯学習部で行っている大きい施設が8体育施設です。それを体育協会に管理してもらい、井出山体育施設にある温水プールはアクアティックという民間が独立採算制で管理してもらっています。収入で運営するため、市からの援助はありません。他の体育施設は、管理料を市から支出し収入は市に入るシステムです。それ以外に市では、福祉施設もあります。施設ごとにより収入の多い施設は独立採算で行っているところもあります。例えば駅前の駐車場は独立採算制です。福祉施設は独立採算が難しいため管理料を支払い管理していただく。収入+管理料で管理を行うところもあります。施設により違いがあります。

浦西会長 指定管理者制度は、施設の管理プラスアルファがあるので博物館というのはなかなかいろいろあり分りにくい部分があるかも知れませんが。

神 委 員 N歴史文化博物館は指定管理で市と県で運営しており、採用されている若い学芸員が勉強し博士号を取得された。5年間は同じ金額と決まっているので報償金も出せないということがあります。働くそのような人たちが頑張れば頑張るほどメリットのあるような仕組みにしないと、頑張らなくても同じだとやりがいがないと思います。

長田部長 例えば体育施設では、施設管理だけでなく、利用が空いている時期にスポーツ教室など

の自主事業を行って、その収入は指定管理者の収入となります。また、井出山プールの場合は、市民の利用状況を見ながら水泳教室を行っていて、頑張れば頑張るほどある程度は収入が入るようになっていきます。

神 委員 人気のある企画展を行い収入を得てもいいのですか。

長田部長 はい、自主事業という形になります。指定管理者が考え収入を得る部分もある程度は認めます。

神 委員 自動販売機を館に置きたい場合、博物館は嫌がる場所があります。

長田部長 生駒市の場合、体育施設を含め省エネの関係で自動販売機を全部撤去しましたが、指定管理になってから指定管理者に任せる方向で増えています。自主運営に任せる形です。指定管理するのはコスト対策です。財政も苦しい状況の中で文化施設も同じだがコストを安くあげ長持ちをさせるのが今の考えです。5年10年益々税金も落ちてくる中で開館したものを閉館することもできないので、経費を安くでいけるような形でおさえておきたい思いがあります。文化施設も6館人件費を除いて年間経費に6億かかりますので、来年の7月から指定管理するようになり職員を全部引き上げます。図書館だけ当分の間は直営です。

浦西会長 市が文化行政を指定管理者制度の導入により投げているのではないかという印象を与える危惧、教育文化に関して指定管理者制度が馴染むのか馴染まないのかという問題があり、指定管理者が非常に優れた活動し限られた金額で実績を上げ、5年間あるいは10年を望みますが、長い目でみるとどうなのか、行政が投げただけという批判がうまれないかという不安があるから今の質問が出たと思います。

長田部長 文化施設では減免を行ってきたが、受益者負担の原則から見直しで失くす方向で進めています。市民の税金で建てた施設で市民が利用するのに料金があるのかということと言われ担当として困っている部分がありますが、学習する場所を次世代まで利用できるようにしていきたいのが担当の思いであり理解していただきたいとお願いしていますが、なかなか理解が得られない状況です。

樋口委員 指定管理者を公募し、応募してこないということはあるのでしょうか。維持管理が難しいのか指定管理を申し込むメリット等あるのかと思うのです。なかった時どうするのかという心配はならないのですか。

浦西会長 受ける場所がない場合はどうなるのですか。

長田部長 なければ、直営でいかなければならないです。直営でいくと、要望がある学芸員数が難しいと思います。職員を1人か2人置き臨時職員とで管理する形になります。

樋口委員 指定管理を採算成り立つようにしているのなら市が直営したらそれだけの条件が揃えられないというのはどこですか。

長田部長 人件費です。

- 樋口委員 正職員だけでなく、いろいろな形ですればいいのではないのですか。
- 長田部長 主になるのが市の職員で臨時職員をやっていくが今のところの方向ですが、市民サービスが悪い、対応が悪いとなってきます。
- 西川委員 学芸員を市で雇うのは難しいのですか。
- 長田部長 それは、可能だと思います。専門職だとなかなか難しいです。
- 吉田委員 Y町の資料館のIさんは、教育委員会の職員ですよ、同じではないのですか。
- 長田部長 同じです。館の館長までしかなれない。他のところを見ていないので、他のところを管理するとなるとが難しいが出てきます。
- 樋口委員 役所のラインに乗る必要がないのではないのかと思います。
- 長田部長 その辺りが難しいと思いますが、採用は可能です。
- 山本副会長 これは、特殊なものとして考え、事務職を同じ待遇なら異動せねばならないが、専門職はそのようなことをすると良くないと思います。
- 長田部長 生駒市だけでなく奈良県全体での広域ならいいのですが、やりがいの問題もあるかと思います。
- 神 委員 広域で博物館を管理するNPOがあればいいのですが。人件費を単純に計算すると一人あたり200万とかでやっていることになります。
- 長田部長 常駐ではなく、週3日、2日の人件費になっているのではないかと思います。
- 神 委員 博物館をきちんと行っていくためには常駐でないと困ることがたくさんあるのですが、その辺の矛盾がたくさんあります。
- 今野課長
補佐 専門職以外に事務的なこともする必要も出てきます。
- 浦西会長 資料館の運営は、市の責任において生駒市民の公共の生涯学習の場として活動できる施設であると認識しながら受けてくれるところ、直営にしても計画的に安定感を持ち確保できる組織を考えないと活動ができません。ある程度枠組を作れば指定管理者を受けた業者でも一生懸命しようと思いますので、市の責任において生駒市民が認める博物館の場となると思っています。生駒市の郷土資料館ですから、条例が必要になってきます。その条例には、基本的な精神で博物館法や文化財保護法や教育基本法が体系の中の法律ですが、生駒市の条例も国の法律に孫色のないような形でしっかり作ってほしいと思います。
- 西野課長 以前、消防署の隣に開設した資料館の条例施行に際して会長に指導を受けています。今回も指導していただけたらありがたいと思っています。

浦西会長 ほかに意見ありますか。

臼井委員 資料館、博物館は市の財産ですから、指定管理者になったとしても行政評価を含めて、選考段階で検討懇話会の意見をふまえて受けてほしいです。行政評価的な実績評価でも再度調査し直していただき、行政は指導にぜひとも入ってほしいと思います。

長田部長 評価は、指定管理した場合も行政評価は当然していきます。5年ごとに指定管理を公募する形ですから、評価が悪い場合は5年で交替となります。管理において責任をもち市民のために見守っていかなければならないと思っています。

・運営資金の収集

浦西会長 この件について事務局から説明ありますか。

西野課長 前回の会議で意見をいただきましたが、支援するサポーター的な組織の中で浄財を収集していくとか、基金条例の形で民間の知恵も拝借し資金を収集していく方法を考えて、施設改修するにあたっての資金収集も検討していただければと思います。

浦西会長 生駒市郷土資料館のためだけの浄財を集めるシステムを作ろうということですか。

西野課長 建設にあたっての経費等の資金収集は大きい課題だと思っています。建てて終わりではないと思いますので、継続的な資金収集を考えていかなければと思っています。具体的に郷土に関連した何か愛着を持っていただけるような物を作り、それを販売した収益を資金にあてていくとか、収集の組織化みたいなものを考えてはどうかと思っています。懇話会を検討していったものを発展させていき諸団体の協力を得て収集組織化の形を全市民対象、企業対象として、収集の実働部隊の形で協力いただける組織化ができれば一番いいのではないかとと思っています。

浦西会長 この件について意見ありますか。

神 委員 資金収集よりも払いたい気にさせる魅力的な施設にしていきたいと思います。

臼井委員 H市の資料館の収入があり得ないので、再度調べていただきたいです。

西野課長 意見をまとめ次回に間に合えば、参考資料を提出させていただきます。

神 委員 サポートする組織も絶対あるはずなので調べてください。

長田部長 今回、少しでも資金収集をとというのは、建築費は市から出る予定ですが、少しでも寄付を出していただいた方は、資料館に足を運んでいただけるのではないかと、100円でも500円でも出すと出来るのだなと認識も持っていただき、人が集まるきっかけになればというひとつの考えもあります。大きな災害が起き、寄付というところちに流れていくと思いますので大きな金額は無理かと思いますが、ただ、いただいたものは他には使いませんよという貯金箱をつくりたいという主旨です。年間会費を払っていただき、いろんなサービスをするのも案です。

神 委員 みんなのためにみんなでつくる資料館という話を最初にされました。生駒市の指定管理に関す

る諸項目を見ていると普及啓発事業と上から目線です。矛盾を感じます。市民よりのみんなで作るという言葉によった表現にしておいていただきたいです。それをベースによって指定管理の業者を選ぶわけですから。

浦西会長 市民の目線という意見が出ていますので来年度、先來年度のオープン前ぐらいには、生駒市民の歴史、文化、芸術等心に響くようなメッセージを送る催しもの、講座・講演会を企画される時期にきているのではないのでしょうか。何か導き出すことを事務局も考える時期がきているのではないかと思います。
中間のまとめに目を通していただき次回訂正していただければと思います。

・その他

23年度には、まとめの文言、詳細について、新たな意見を提出いただきたくこと了承。

次回（7回会議）は、4月27日（水）午後3時から

以上